

主な二国間協議及び現地調査(平成28年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
台湾産食品 (廃油を利用した油)	平成26年9月、廃油を利用した油を食用油に混ぜ、食品原料として販売していたため、当該油を使用した食品が回収されたことから協議開始。平成29年3月、該当製品の回収が終了し、再発防止策等の報告があったことから通常監視とした。	-
フィリピン産マンゴー (残留農薬)	平成27年3月、検査命令免除対象輸出者より残留農薬に係る違反貨物が確認されたことから協議開始。平成28年2月に現地調査を実施し、原因究明及び再発防止策が講じられたことから、検査命令免除対象輸出者として再登録した。	平成28年2月
パラグアイ産ゴマ (残留農薬)	平成25年8月、検査命令の対象となったことから協議開始。パラグアイ政府において残留農薬に係る対策が図られたことから、平成28年3月に現地調査を実施した。協議継続中。	平成28年3月
韓国産ひらめ (クドア・セブテンブククター)	平成25年4月から協議開始。対日輸出プログラム遵守の検証と原因と改善についての協議のため、平成28年12月に現地調査を実施した。継続協議中。	平成28年12月
ポーランド産牛肉 (BSE)	平成28年11月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成28年11月
スウェーデン産牛肉 (BSE)	平成28年12月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成28年12月
米国産牛肉 (BSE)	平成28年12月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成28年12月
アイルランド産牛肉 (BSE)	平成29年2月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成29年2月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成29年3月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成29年3月